

平成30年度の関西国際空港島に立地していることが必要な電源の 調整力募集要綱(案)等に頂いたご意見に対する回答一覧

関西電力株式会社
送配電カンパニー

目 次

- (1) 関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力募集要綱(案) P1
- (2) 関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力(kW)契約書(案) P2
- (3) 関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力(kWh)契約書(案) P3

関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力募集要綱(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1 全般		<p>猛暑時等の需給ひっ迫時等に活用される電源 I' 厳気象対応調整力と、関空島が系統から分断されブラックスタート時に使われる場合の区分が十分ではない。共通する要件か、どちらか一方のみに該当する要件かが明確になるよう、記載いただきたい。(発動回数、運転継続時間、精算方法、ペナルティ、指令方法等)</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の箇所について明確になるよう記載いたします。(第5章3ハ、第6章入札書(様式1)、第8章1(9)イ) なお、ブラックスタート時とそれ以外の場合で運転継続時間の制限や特記すべき運用条件等がある場合は、様式7(運用条件にかかわる事項)に記載欄を設けておりますので、そちらに記載いただくようお願いいたします。</p>
2	第5章 3.(1) 運用要件 イ	<p>「常時、関空島電源調整力を提供。」とあるが、「電源 I' およびブラックスタートの提供ができるよう、「常時待機しておく」ことを表現しているという理解でよいか。</p>	<p>ご理解の通り、常時待機していただき、当社の指令から1時間以内に発電出力増可能としていただく必要があります。</p>
3	第8章 1.(2) イ	<p>ブラックスタート機能維持費用の精算についても記載いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、精算について記載いたします。(第8章1.(2))</p>
4	第8章 1.(3) イ	<p>応札時の電力量価格を上限とします。との記載があるが、橋の分断など交通手段が途絶えた場合のような特殊な事象が発生した場合でも、関空島への供給が必要であれば、それに伴う追加的な燃料調達等コストについては、別途協議事項としていただきたい。</p>	<p>募集要綱および契約書により難しい特別な事項については、その都度協議させていただきます。</p>

関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力(kW)契約書(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1	全般	<p>猛暑時等の需給ひっ迫時等に活用される電源 I 厳気象対応調整力と、関空島が系統から分断されブラックスタート時に使われる場合の区分が十分ではない。共通する要件か、どちらか一方のみに該当する要件かが明確になるよう、記載いただきたい。(発動回数、運転継続時間、精算方法、ペナルティ、指令方法等)</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の箇所について明確になるよう記載いたします。 (第7条1項(3), 第9条1項、2項、6項)</p>
2	秘密保持義務	<p>他の一般電気事業者への開示にあたっては、目的外利用の禁止等の措置が必要であると考えます。目的外利用の禁止についても明記いただきたい。 (記載例) 調整力の広域的な運用のために、乙が他の一般送配電事業者に目的外利用の禁止を約した上で、提示する場合</p>	<p>電気事業法で一般送配電事業者は特定の事業者に不利益を与える行為等は禁止されています。また、調整力の広域的な運用にあたっての情報の取り扱いについては、適切に対応してまいります。 今後の公募に際し、貴重なご意見として頂戴いたします。</p>

関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力(kWh)契約書(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1 全般		<p>猛暑時等の需給ひっ迫時等に活用される電源 I 厳気象対応調整力と、関空島が系統から分断されブラックスタート時に使われる場合の区分が十分ではない。共通する要件か、どちらか一方のみに該当する要件かが明確になるよう、記載いただきたい。(発動回数、運転継続時間、精算方法、ペナルティ、指令方法等)</p>	<p>募集要綱および契約書(kW)にて明確になるよう記載いたします。</p>
2 秘密保持義務		<p>他の一般電気事業者への開示にあたっては、目的外利用の禁止等の措置が必要であるとする。目的外利用の禁止についても明記いただきたい。 (記載例) 調整力の広域的な運用のために、乙が他の一般送配電事業者に目的外利用の禁止を約した上で、提示する場合</p>	<p>電気事業法で一般送配電事業者は特定の事業者に不利益を与える行為等は禁止されています。また、調整力の広域的な運用にあたっての情報の取り扱いについては、適切に対応してまいります。 今後の公募に際し、貴重なご意見として頂戴いたします。</p>
3 第14条 調整電力量の算定		<p>需給調整の結果、契約kW(1.8万kW)を超過した場合について、超過分についても精算対象となるのか記載いただきたい。</p>	<p>第14条にて調整電力量は、30分毎の実績電力量からゲートクローズ時点における30分毎のBG最経済計画値による電力量を減じた値としているため、超過分についても精算対象となります。</p>